にしながお小学校だより

050-7102-9176（平日のみ 電話受付：8 時 30 分～17 時）

11 月は秋を感じてできることをトライする月
13 号 / 令和 8 年 11 月 2 日 / 児童数 338 名

教育理念	いのちを まもり　いのちを はぐくみ　いのちを つなぐ
学校教育目標	ともに学び合い、自ら考え行動し、思いやりをもって、仲間とより良い授業を創造し続ける子どもの育成
めざす子ども像	1．心豊かな子ども（自他を大切にする、思いやりのある子ども）
	2．深く考える子ども（自ら学び、考えて行動できる子ども）
	3．健康で明るい子ども（きまりや約束を守りよく遊び、困難なことも最後までやり抜くための体力・気力をもった子ども）
研究テーマ	読むって楽しい！伝えるっておもしろい！～説明文から広がる学びの力～
	西長尾 7 つの力を礎に「自制心・忍耐力・向上心・自尊心・協調・受容、共感・相互理解」

第 43 回運動会「仲間とともに頂点へ！」の経験から、子ども達と一緒につくる安心・安全な学校をめざして

運動会は予備日実施となりました。予定されていたご家族の出席が叶わなかったご家庭もあるかとは思いますが、子ども達から本番当日のお話を聞きその頑張りを共有してくださっているのではないでしょうか。

学校は、「賢くなるところ、かっこよくなるところ」と児童朝会でよく話します。運動場の本部席から運動会全体を見ていると、それぞれに児童のカッコよさが伝わってきました。

就学児から児童になったことがより分かる動きから 1 年生の「かわいいカッコよさ」、50 メートルを完走し、1 年生をリードする 2 年生の「やり切るカッコよさ」、昨年度のダンスから民舞も踊れる 3 年生の「しぶいカッコよさ」、足腰を鍛えたことで静と動の動きがより明らかになった 4 年生の「メリハリのあるカッコよさ」、戦いの任務に耐えたりハードな練習に耐えたりした 5 年生の「耐えるカッコよさ」、運動会運営を委員会活動で支えたり、組み立て体操ではお互いを支え合った 6 年生の「信頼し合うカッコよさ」とそれぞれの競技・演技から半年間の成長を経て、学年ならではのカッコ良さが溢れ出ていたように感じました。

運動会前の児童朝会では子ども達に、「私達 338 人の仲間と一緒に毎日過ごしている。」ことを頭に入れて欲しいと伝えました。本番当日参加できなかった児童もいます。しかし各々が自分に合ったどこかの場所でこの学校行事に何かを感じてくれていたら嬉しいと考えていました。

運動会行事を通しての成長は明らかですが、競技・演技には、実は大変危険も伴っています。この運動会のために、9 月末から一斉に練習時間を確保し、練習に取り組んできたことも新しい教育制度を前に改めて考える時期にも差し掛かっています。また、運動会行事後にその情熱が失われる児童も一定数いるのも事実です。日常の活動が生かせる運動会を目指します。

当日は、朝早くから PTA 本部及び生活指導委員の皆様に受付をお願いしました。また皆様には徒歩での来校にご協力も頂きました。本当にありがとうございました。そして、ご来賓をはじめ地域の皆様方におかれましては運動会期間中、多方面においてご協力頂きました。2 学期後半、修学旅行、校内研究授業、校外学習など秋の行事に向けて進んで参ります。

改めて振り返りますと、**学習・生活面の活動を通して私たちが学ぶ大きな目的は、より児童間のコミュニケーションを高めながら楽しい学校生活を児童自身につくってもらうこと**です。

ある児童が**「教えて。」「助けて。」等と分からないこと、困っていることを発信することに対して、もう一方の児童が「教えるよ。」「手伝うよ。」「大丈夫？」等の会話が普通にできる**

校内への車の乗り入れ、また正門での駐車もお断りしています。
理由は、校内及び正門付近における児童の安全確保のためです。学校がお休みの日も同じで施設利用者も同様です。

安全・安心な環境を子ども達同士でつくることができるように学校がファシリテートするということです。同時に相手を傷つける言葉（暴言）や行動（暴力）をはじめ「いじめと捉えられるような言動」を見逃さないことでもあります。保護者からの申し出、児童からの訴えにより学校が気づくこともあります。感謝申し上げます。改めてお子様とご家庭で話し合う機会の確保をお願いします。

いじめについては、「いじめ防止対策推進法」に次のような記載があります。

（いじめの禁止）**第４条　児童等はいじめを行ってはならない。**

（保護者の責務）**第９条　保護者は、（一部略）児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。**

（学校及び学校の教職員の責務）**第８条　学校及び学校の教職員は、（一部略）学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。**

学校では、児童間でのトラブルがない日はありません。また、児童一人ひとりの特性、規範意識も育ってきた環境により違います。将来を見据え社会で生活できるように、学校生活を通して、そのトラブルや違いを一つひとつ丁寧に対応していきます。引き続き子ども達の学校生活にご協力頂くとともに、学校もご家庭に対して信頼してもらえるよう行動して参ります。

◈11 月は児童虐待防止推進月間 児童相談所全国共通ダイヤル「189」

虐待かもと思ったときなどに相談等は匿名でも大丈夫です。内容に関する秘密は守られます。虐待を受けたと思われる子どもを見つけた方は「189」へお気軽にご相談ください。

家庭を不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かない、殴る、蹴る、子どもへの性的行為、家に閉じ込める、言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）、普段からお手伝いを強要する等は全て児童虐待です。

◈11/8（日）コミュニティ主催 コミュニティ・福祉まつりを開催予定

本校小学校の音楽楽団がはじめて参加します。校区内の自治会の方々が運営されます。

◈【実施日変更のお知らせ】2 月 16 日（金）6 年生及び全学年保護者対象「正しい性の捉え方」についての参観授業

13：40～15：15・・・6 年生授業（全学年児童の保護者参観可）

15：45～17：00・・・大人向け研修会（全学年児童の保護者、教職員対象）

講師先生：思春期保健相談士　徳永桂子　先生

（お詫び）校内のインフルエンザ感染症の拡大のため延期しました。2 月の参観をお待ちしております。

◆就学援助費 小学校入学準備金の受給申請について（来年度入学 1 年生に関して）

来年 4 月に入学予定で希望する人は、就学援助費の小学校入学準備金を入学前に受け取ることができます。受け取りには申請（申請には所得制限があります。）が必要です。学校でも受付を行いますが、現在就学援助を受けておられるきょうだいが小中学校にいる場合は、申請する必要はありません。

<学校での入学準備金の受付>

① 期間：令和 8 年 12 月 24 日（木）まで ②時間：午前 9 時～午後 5 時 ③場所：職員室（事務職員が対応します）④学校以外でも教育委員会、津田支所等で受け付けます。

学校がお休みの日は、学校に入れません。忘れ物も取りにくることができません。